

西尾市「給付型奨学金」奨学生の募集について

～西尾の未来を担う若者をサポートします！～

西尾市では、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で修学が困難な高校生に対し、奨学金を支給する「給付型奨学金」制度を実施しております。

令和6年度の募集内容、申請手続等は、以下のとおりです。

1 支給対象者及び支給要件 次の6つの項目の全てに該当すること。

- (1) 令和6年度に次のいずれかの学校に在学すること。
 - ア 学校教育法第1条に規定する高等学校（専攻科及び別科を除く。）
 - イ 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。）
 - ウ 学校教育法第1条に規定する高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）
 - エ 学校教育法第124条に規定する専修学校の高等課程（学校教育法施行規則第150条第3号に基づく文部科学省大臣の指定を受けているものに限る。）
- (2) 成績優秀な学生であること。

前年度の学年末における全教科の学習成績（5段階評価）の平均した値が**3.20以上の方。**

※令和6年度において高校1年生の方については、中学3年生の成績が対象となり、高校2年生の方については、高校1年生の成績が対象となります。
- (3) 経済的な理由により修学困難であること。

父母等の市町村民税所得割の課税総所得金額の合計額が230万円以下の方。

※課税総所得金額は、収入金額ではありません。総所得金額から所得控除額を引いた金額です。

※令和5年分が対象となります。
- (4) 他の奨学金（※）の支給を受けていないこと。

※貸与型奨学金、就学支援金、西尾市私立高等学校等授業料補助などは支給を受けていても構いません。
- (5) 西尾市に居住していること。

奨学生本人が西尾市に住所を有していること。
- (6) 品行方正であること。

2 奨学金の額 月額9,000円（年間108,000円）

※返済の必要はありませんが、不正に支給を受けた場合は返還していただきます。
※奨学金は、1年間分を9月と12月に2回に分けて指定する口座へ支給します。

3 募集人員

100名 ※予算の範囲内で支給するため、毎年、募集人員は変動します。

4 申請期間

令和6年6月3日（月）～令和6年7月1日（月）
（午前8時30分～午後5時15分（土曜、日曜を除く））

※募集については、令和6年5月号の市広報に掲載予定ですのでご覧ください。

5 申請方法

- (1) 次の書類を教育委員会 教育庶務課（市役所 4 階）にご持参いただくか、郵送で送付してください。郵送の場合は、令和 6 年 7 月 5 日(金)必着。
- (2) 申請様式は、市ホームページでダウンロードしていただくか、下記担当までお電話していただければ、郵送にて送付することもできます。
- (3) 上記以外の支所等への提出はできません。
- (4) 郵便の場合の宛先
〒445-8501 西尾市寄住町下田 2 2 番地 西尾市 教育庶務課 宛て
※郵送の場合、届いたかどうか、発送 2～3 日後に教育庶務課（65-2172）まで電話にて必ず確認をお願いします。

確認欄	書類名
<input type="checkbox"/>	①奨学金支給申請書（様式第 1 号）・・・「記入例 1」
<input type="checkbox"/>	②推薦書（様式第 2 号）・・・「記入例 2」 在籍している学校（学校長）に作成を依頼してください。
<input type="checkbox"/>	③成績証明書 令和 5 年度学年末の通知表の写しとなります。 ※学年末の成績は年間をとおしての成績であり、そのような取扱いとなっていない場合には、令和 5 年度の各教科の評定を記載した成績証明書の発行を依頼して提出してください。
<input type="checkbox"/>	④家庭状況調書（様式第 3 号）・・・「記入例 3」 申請時における世帯の状況を記載していただく書類になります。 ※「生計を一にする家族」については、同居、別居を問わず、生計を共にする者が該当します。以下の場合が「生計を一にする家族」の例となります。 例 1：住民票が別になっても、同一の住居に居住している家族についても「生計を一にする家族」に含みます。 例 2：家計を主に支える者が、勤務地の関係で別居しているとき、例えば、単身赴任の父なども「生計を一にする家族」に含みます。 例 3：家計を主に支える者の被扶養者であるもの、例えば、扶養している別居の祖父母なども「生計を一にする家族」に含みます。

<input type="checkbox"/>	<p>⑤同意書 ……「記入例4」 この書類は、申請者及びご家族の住民登録及び所得情報を教育委員会が申請者に代わって調査させていただくための書類です。</p> <p>※④「家庭状況調書」に記入した申請者及びご家族のうち、令和6年1月1日現在住民登録が西尾市になかった方は、⑥の書類の提出が必要となります。 →⑥へ</p> <p>※④「家庭状況調書」に記入したご家族のうち、申請時に住民登録が西尾市になかった方は、⑦の書類の提出が必要となります。 →⑦へ</p>
<input type="checkbox"/> 該当がある 場合のみ	<p>⑥令和5年分の所得課税証明書 住民登録のある市区町村役場で取得してください。</p> <p>※令和5年分は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までをいいます。</p>
<input type="checkbox"/> 該当がある 場合のみ	<p>⑦住民票の写し（続柄の記載のあるもの） 住民登録のある市区町村役場で取得してください。</p>

6 審査及び結果の通知

- ・西尾市教育委員会が審査・選考し、結果を申請者及び在学する学校に通知します。
- ・申込みが募集人員を上回った場合など、選考基準を満たしていても支給できないことがあります。
- ・既に高校へ在学している方も申請できます。奨学金は、在学する学校の正規の修業年限を修了するまで毎年申請できます。
- ・継続して奨学金の支給を希望される方は、毎学年、必要書類を提出していただく必要があります（支給継続の可否については再度審査を行います）。

7 その他

- ・提出期限までに適切に提出されない場合は受付できません。また、提出書類は一切返却しません。
- ・奨学金を支給後に、不正が判明した場合は、支給を取り消すとともに、支給した全額分を速やかに返還していただきます。

8 問合せ先

西尾市教育委員会 教育庶務課 庶務担当 電話 0563-65-2172（直通）